

○東大阪都市清掃施設組合公告式条例

昭和40年10月8日

東大阪都市清掃施設組合条例第1号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、本組合の掲示場及び関係市の掲示場に掲示して行なう。

(規則の公布)

第3条 規則を公布しようとするときは、制定の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

2 前条第2項の規定は、規則の公布に準用する。

(規程等の公表)

第4条 前条の規定は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「制定」とあるのは「制定又は公表」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、議会又は議会の議長の定める規則で公表を要するものについては、第2条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「公布の旨」とあるのは「制定の旨」と、「管理者」とあるのは「議長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年10月4日から適用する。

附 則(令和4年3月1日条例第1号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。